



Q₀ 岡義博法律事務所報 第42号

高松市丸の内7番20号 丸の内ファイブビル5階

TEL (087) 821-1300

FAX (087) 821-1833

MAIL oka-law@kln.ne.jp

H P http://www.kln.ne.jp/oka-law/

大震災から1年

所長 弁護士 岡 義博

東日本大震災から1年。復興への道のりは遠い。

夫を失った人、妻を失った人、子供を失った人、親を失った人、家族を失った人、その他大切な人を失った人。その悲しみの大きさはいかばかりか。心の傷が癒えることはない。

仕事を失った人、家を失った人、田畑を失った人、船を失った人。幾千万人か。故郷を後に転居せざるを得なくなった人、家族と離れて生活せざるを得なくなった人、また、幾千万人か。

私たちには、被災した人たちの心の傷はわからない。

しかし、被災地の人たちは、未来に向かって歩み始めている。そしてそれを支える人々の善意がある。日本中の善意が集まって支え合っていこうという「絆」がある。「絆」がある限り、日本は必ず復興する。太平洋戦争で日本中が焼土と化したのが、日本は見事に復興を遂げた。阪神大震災からも立ち直った。今回も必ず日本は立ち直る。

それにしても、原子力発電所の事故、放射能の問題は深刻である。がれきの処理も進ん

でいない。放射能の除去には何年かかるのか。避難生活をしている人達の生命があるうちに除去できるのか。故郷に帰ることはできるのか。

放射能に汚染された土地をきれいに元通りに戻せるのか。米を作れるようになるのか。野菜は作れるのか。作物を作れるのか。港は元に戻るのか。海は元に戻るのか。福島で獲れた食べ物を人々は受け容れてくれるのか。

日本人の力が問われている。大震災の後も混乱がなく冷静に対応した日本人に対し、外国からは賞賛の声があがった。強奪や略奪などをしない日本人の気高い行動や誇りを持った行動を諸外国は驚きの目を見た。これからの長い復興の道のりも、私たちは気高さや誇りを持って歩んでゆかなければならない。

がれきの受け入れを拒否する自治体が多いという。残念でならない。放射能を心配するのはわかる。放射能を除去する必要がある。放射能を除去した後のがれきは日本中で受け入れるべきである。東日本大震災、福島原発事故は日本全体の災害である。日本人全てが自分のこととして受け止めるべきである。



法の女神・テミス

この像は、ギリシャ神話の「法の女神」テミス (Themis ...ギリシャ語で、「掟」「習慣」「法」「正義」を意味します) を形どったものです。

右手に掲げるはかりは、公平を象徴するとともに、悪の重さをはかり、剣は力による貫徹を象徴し、目隠しは無私をあらわすものといわれています。

ストーカー行為とは、つきまとい等を反復してすることですが、「つきまとい等」の詳細い内容については前号で述べた通りです。

つきまとい等をして、相手方に身体の安全、住居等の平穏、名誉を害する、行動の自由を著しく害するという不安を覚えさせることがストーカー規制法で禁止されています。

つきまとい行為を受けた被害者は、つきまとい者がつきまとい行為をしないよう警察に警告を求めることができます。警察署長等は、つきまとい行為があり、かつ、更に反復してつきまとい行為をするおそれがあると認めるときは、つきまとい行為を反復してはならないと警告をすることができます。

この警告に従わずに、更につきまとい行為をした場合には、警察署長等は、更に反復してつきまとい行為をしてはならないとの禁止命令を出すことができます。また、つきまとい

い行為を防止するために必要な事項を命ずることもできます。禁止命令等を出すためには聴聞手続をする必要があります。

緊急の必要がある場合には、聴聞・弁明の機会を与えないで仮の命令を出すことも可能です。

罰則もあります。ストーカー行為をした者は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。これは親告罪となっているので、被害者が告訴をしないと刑事処罰できないことになっています。

禁止命令に違反してストーカー行為をした者については1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となっています。こちらは、親告罪ではないので告訴がなくても刑事処罰できることになります。

近時はストーカー事件が増加しており罰則が軽いようにも思えますが、どうでしょうか。

高松ウォッチング

事務局 E・O

生後2ヶ月のワン子我が家にやってきた。犬種はパピヨン。名前はパピコ(超イケメンの男の子。某アイスの名前と一緒に)。先代のワン子は犬種キャバリアでキャバ。どの子も家族会議を開いて考え抜いた名前なのに、犬仲間に「また手抜きをして」と言われてしまった。

そして、「性格ってお母さんに似るよね~」って会話になる(私が生んだんじゃない!)

先代キャバは元気で人なつっこくて、従順で可愛かった。パピコはどうかというと、超元気で、束縛されるのが嫌いで自由奔放。びびりのくせ強気で態度がかい(キャバは若かった頃の私?ゲッ。パピコは...?)

いくら経験を積んでも躰は失敗の連続。特にトイレの躰。みんなで振り回される。子供たちに「あなた達も大変だったしね」と言ったら、

「犬と一緒にしないで!!」とブーイング。

初めての散歩に、外へ出かけた日のこと。彼は前進ができない。その場で私の足にからみついて飛び跳ねるばかり。興奮しまくっていて、おしっこどころではない。家に帰って、ほっとして...

次の日のお散歩。少し慣れたのか、やっと前進可能。初めて外でおしっこが出来た。「お利口だったね~」と優しく褒めたら、「どうだー」ってドヤ顔をして、私をじっと見上げて褒美をねだる。

「あほかー。犬が散歩でおしっこするの、当たり前だるがー」と思いつつ、可愛い顔につい、おやつ。



八十八ヶ所巡り

その6

土佐編第3弾。札所にはそれぞれ御本尊がある。御本尊は通常1体であるが、37番札所岩本寺には御本尊が5体ある。不動明王、観世音菩薩、阿弥陀如来、薬師如来、地藏菩薩の5体である。

本堂では御本尊の真言を唱えるが、御本尊によって真言は異なる。御本尊が5体あるとこうなる。のうまくさんまんだ ばざらだん せんだ まかるしゃだ そわたや うんたらた かんまん (不動明王) おん ありりきゃ そわか(観世音菩薩) おん あみりた ていぜい からうん(阿弥陀如来) おん ころころ せんだり まとうぎ そわか(薬師如来) おん かかかび さんまえい そわか(地藏菩薩)。あまりに長いので、なむ ほんぞん かいえかん と唱えることも許されているようである。



五本尊 ありがたきかな 岩本寺

御本尊が5体になった理由は、弘法大師が5社5ヶ寺からなる福円満寺を開き、それぞれの寺に本地仏を安置したのが由来とされている。本堂の天井画が有名である。昭和の本堂再建の際、全国から絵画を募集したもので、様々な絵があ

る。マリリン・モンローの顔も見える。何でも受け容れる大師様のお心そのものである。

38番金剛福寺。四国の西南端足摺岬にある。37番札所から100km近くある。車で2時間近くかかる。太平洋を臨む雄大な風景である。少し沖に、大師が修行したとされる不動岩がある。大師は亀を呼び出し、亀の背中に乗って不動岩に渡ったとされている。お寺の境内には大きな大師亀がある。その亀の頭をなでると幸運が訪れるといわれている。

お寺の近くにホテルがいくつかある。その一つ、ホテル足摺園の屋上には露天風呂がある。太平洋を臨みながら、ゆったりとお湯につかるのもいいものである。開放感が何とも言えない。但し、板張りの囲いで、脱衣所も十分に囲われていない。石けんやシャンプーはなく、お湯につかるだけである。湯舟も風情があるとは言えないが、ともかく開放感がいい。足摺感を味わうことができる。



足摺の 金剛福寺 遙かなり (Y.O)

エトセトラ

事務局 T・I

飲食店等を星の数で格付けしたガイドブックで話題になったミシュランガイド(レッド)に、日本に関する旅行用ガイドブックとして「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン(英語・フランス語版のみ)」があります。そのグリーンガイドの2009年・2011年ともに香川の観光地「栗林公園」が三つ星で掲載されています。三つ星は「わざわざ訪れる価値がある」という意味。結構すごい評価なんです。地元でも栗林公園の三つ星は認知度が低いようです。他にも金刀比羅宮が二つ星だったり、うどん県それだけじゃない香川県なのです。



ちよつとひといき

事務局 K・K

娘のバトンの大会が幕張メッセであった。今回、飛行機組の母達は宿泊ホテルが子供達と別。夜、母達は大浴場でゆっくり入浴。お風呂上がり、コーヒー牛乳片手に話し込む。翌朝大会当日、4時半起きで、子供達のメイク、ヘアをセットアップ。

その後、ホテル最上階50階で朝食。

東京湾の向こうに都心とスカイツリーを眺めながら、蟻んこの様な人や車の往来を神様気分で見下ろし、ほっと一息。

飛行機が高松空港到着。「アーアッ、現実に帰った。」と呟く。

到着ロビー、留守番していた小さな子供達がお母さんめがけて飛びついた。

外部の方からの投稿です

O que sera, será, será ♪なるようになる♪



この度、当事務所でもブログを開設することになりました。ブログ(blog)というのは、簡単に言うと、インターネット上で誰でも書ける、誰でも見ることができる日記のようなもので、日本での利用者数は2千万人以上ともいわれています。

私どもの事務所報は『themis(テミス)』といいますが、こちらは年に2回しか発行していません。そのため、ある程度内容のある記事をまとめて文章にしていますが、ブログでは日常のとりとめのない話を綴っています。

事務局 M・O

例えば美味しいお店を見つけたとか、飼っているペットの話、へ遊びに行ってきた、など。このように事務所報に記すよりももっと小さな出来事、という意味で『petit themis(プチ・テミス)』というタイトルにしました。ブログを通して弁護士、事務員一人一人をより身近に感じて頂くことで、これまで以上に皆様のお役に立てるのでないかと思っています。

現在は休止中です